

平成25年

第4回市議会定例会 議案第12号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）  
の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職員を」を「職員（55歳（医師職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 55歳（医師職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好または特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（提案理由）

行政職給料表の適用を受ける55歳を超える職員等の昇給について、

その者の勤務成績が極めて良好または特に良好である場合に限り行うこととするため